

リーペイ利用規約

第1条(規約の適用範囲、用語の定義)

- 株式会社ラストワンマイル(以下「当社」という。)は、リーペイ利用規約(以下「本規約」という。)を定め、ライフラインサービス等利用料金支払連動型の奨学金第三者弁済サービス「リーペイ」(以下「本サービス」という。)を提供するものとする。
- 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。
 - ライフラインサービス等
当社が取り扱うライフラインサービス等(電気、ガス、インターネット回線、ISPサービス、宅配水その他当社が指定するサービス)のうち、当該サービスの提供会社が本条4項(5条4項に基づく第三者弁済ができる場合には、本条4項及び5条6項)に基づくキャッシュバックの実施を認めたものをいう。
 - JASSO
独立行政法人日本学生支援機構(法人番号：7020005004962)のことを指す。
 - 契約者
ライフラインサービス等の利用申込をし、ライフラインサービス等の契約者となる者(JASSOに対して奨学金の返済義務を負う者に限る。)で、かつ、4条1項に基づき当社と本サービスの利用契約を締結したものを指す。
 - 支援者
契約者の奨学金返済を支援する観点から、5条4項に基づき、同条1項の当社による第三者弁済額を増額するためにライフラインサービス等の利用契約を締結する者を指す。但し、支援者として登録できる世帯数は、契約者1名につき5世帯とする。
 - 知的財産権
特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。)のことをいう。
 - 集計期間
5条1項に基づき第三者弁済をする「奨学金の一部」の金額を算定するために、契約者(5条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合には契約者及び支援者)のライフラインサービス等の月額料金支払総額(5条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合には契約者及び支援者の月額料金支払総額の合計額)を集計するための期間のことをいう。なお、具体的な期間及び集計期間後の実際の第三者弁済の時期については当社ウェブサイトなどで別途明示するものとする。
 - キャッシュバック率
1条4項及び5条4項に基づくキャッシュバック金額を算定するための係数を指すものとする。
- ライフラインサービス等自体に関する契約関係や取り決め事項は各ライフラインサービス等の利用規約(「利用約款」など名称の如何は問わない)にて定めるものとする。
- 契約者がライフラインサービス等の月額料金を支払ったときは、当社は、ライフラインサービス等の月額料金にキャッシュバック率を乗じて得た金額(以下「契約者キャッシュバック金額」という。)を契約者に対してキャッシュバックするものとする。なお、キャッシュバックについては、当社が任意に定める集計期間に発生した契約者キャッシュバック金額を積算し、年1回実施するものとする。
- 前項のキャッシュバック率については、ライフラインサービス等の契約数や契約したライフラインサービス等の種類に応じて決定されるものとし、具体的な数値(各月毎の契約数等に応じて集計期間におけるキャッシュバック率を計算する場合にはキャッシュバック率の計算方法)については当社ウェブサイト等で別途明示するものとする。

第2条(規約の変更)

- 当社は、市場動向及び社会情勢に準じ、民法548条の4の規定により、本規約及び本サービス提供に係る内容を

適正な範囲で変更できるものとする。

2. 当社は、本規約及び本サービス提供に係る内容を変更する場合、変更する旨、変更内容及び変更の効力発生時期を当社ホームページ等で周知するものとする。
3. 本規約及び本サービス提供に係る内容の変更の際し、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるとともに契約者に対する不利益を緩和するための合理的措置を講じるものとする。
4. 本規約及び本サービス提供に係る内容の変更後に、契約者が本サービスを利用した場合には、改定後の本規約にも同意したものとみなす。但し、民法第548条の2第2項に該当する場合はこの限りではない。

第3条(通知の方法)

1. 本規約に係る事項について、当社から契約者(次条4項に基づき支援者登録がされた場合には契約者及び支援者)に対する通知の方法は、当社が指定するホームページ上への掲載、書面、電磁的方法(電子メール、SMS)又はその他当社が指定する方法によるものとする。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者(次条4項に基づき支援者登録がされた場合には契約者及び支援者)への通知を電子メールの送信又はホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネットによって発信された時点に行われたものとする。

第4条(契約者、支援者)

1. 本サービスの利用を希望する者(以下、「申込者」という。)は、当社が指定したウェブサイト又は申込フォームなどから当社が指定した方法により、本規約の内容に同意した上で本サービスの利用申込みを行うものとする。そして、当社が当該利用申込みを承諾し利用登録手続を完了したことをもって、本規約に基づく当社との利用契約(以下「本契約」という。)が成立するものとする。
2. 申込者は、利用申し込みにあたり、真実、完全、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければならない。
3. 当社は、申込者が以下の各号のいずれかの事由に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合、当該申込者との契約を拒否することができるものとし、その理由については一切の開示義務を負わない。
 - (1)当社に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽の情報が含まれていた場合
 - (2)過去に本契約の締結を拒否された者である等、過去に本規約違反に基づく措置が講じられていた者からの申し込みである場合
 - (3)反社会的勢力(23条に定義する)である又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
 - (4)その他当社が本契約の締結を相当でないと認めた場合
4. 次条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合において、同条項に基づく第三者弁済額の増額のために、本契約の契約者との関係で支援者として登録されることを希望する者は、当社が指定したウェブサイト又は登録申請フォームなどから当社が指定した方法により、本規約の内容に同意した上で支援者登録の申請を行うものとする。
5. 本条2項及び3項の規定は、前項の申請を行う場合に準用するものとする。

第5条(本サービスの内容)

1. 本サービスは、当社が契約者の返済すべき奨学金の一部をJASSOに対して第三者弁済するサービスである。なお、第三者弁済については年1回実施するものとし、第三者弁済額の算定のための集計期間及び弁済時期については、当社が契約者に対し、任意の方法にて別途明示するものとする。
2. 前項にて当社がJASSOに対して第三者弁済する「奨学金の一部」は、原則として、集計期間に発生した契約者キャッシュバック金額の総額に限る。
3. 当社及び契約者は、当社が本条1項に基づき取得する求償債権と、当社が1条4項(本条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合は、1条4項及び本条7項)に基づき契約者に対して負うキャッシュバック金の支払いをする債務と

を、弁済期にあるか否かを問わず、いつでも対当額にて相殺することができるものとする。

4. 当社は、集計期間に発生した支援者キャッシュバック金額(定義は本条6項による。)の総額を本条2項に基づき第三者弁済する「奨学金の一部」に含めることができる。
5. 前項の定めに基づく第三者弁済については、本規約の制定日の属する集計期間においては実施しないことができるものとする。この場合には、前項の定めに基づく第三者弁済を実施することができるようになったときに、当社のウェブサイトでの公表その他の方法にて前項の定めに基づく第三者弁済額への加算も可能であることを明示するものとする。
6. 本条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合、支援者がライフラインサービス等の月額料金を支払ったときは、当社は、ライフラインサービス等の月額料金にキャッシュバック率を乗じて得た金額(以下「支援者キャッシュバック金額」という。)を支援者に対してキャッシュバックするものとする。なお、キャッシュバックについては、当社が定める集計期間に発生した支援者キャッシュバック金額を積算し、年1回実施するものとする。
7. 本条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合、支援者は、本契約の有効期間中は、前項に基づきキャッシュバックを受ける債権(将来債権も含む)を契約者に対し譲渡するものとする。なお、当社は本契約の有効期間中における当該債権の譲渡を異議無く承諾するものとする。
8. 契約者又は支援者について破産手続や民事再生手続が開始した場合やキャッシュバック金の支払い請求権が差押えられた場合には、1条4項又は本条6項の規定にかかわらず、当社は、破産管財人、再生委員又は執行債権者に対してキャッシュバック金を支払うものとする。なお、この場合に、当社に損害が生じたときは、契約者及び支援者は当社に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

第6条(変更の届出等)

1. 契約者は、住所、Eメールアドレス、電話番号又はその他契約者の情報に変更が生じたときには、速やかに、当社の指定する方法により当社に届出しなければならないものとする。なお、契約者は、自らについての破産手続や民事再生手続(小規模個人再生など)が開始したときには、速やかに、当社の指定する方法により当社に届出なければならないものとする。
2. 契約者は、支援者の変更、支援者の死亡、支援者についての破産手続や民事再生手続(小規模個人再生など)が開始したことを知ったときには、速やかに、当社の指定する方法により当社に届出なければならないものとする。
3. 前2項の届出をしなかったこと、又は契約者が登録した契約者の情報に不備等があったことにより契約者に何らかの不利益が生じた場合、当社は責任を負わない。

第7条(契約者情報及び支援者情報の利用)

当社は、契約時に当社に提出された契約者の情報並びに本サービスの利用状況等の情報(以下「契約者情報」という。)及び当社に提出された支援者の情報(以下「支援者情報」という。)を以下の各号のいずれかに該当する場合において利用又は第三者に提供することがあるものとし、契約者は、これに対し予め同意するものとする。

- (1)本サービスの運営に必要な場合。
- (2)当社が契約者又は支援者に対して、緊急連絡のため、本規約3条(通知の方法)に定める方法により通知を行う場合。
- (3)ライフラインサービス等の提供元から契約者情報又は支援者情報の開示を求められた場合。
- (4)当社が本サービスの利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、又は第三者に提供する場合。
- (5)当社がその取扱うライフラインサービス等の情報について郵便、電磁的方法(電子メール、SMS)、ファクシミリ、電話若しくは訪問により配信又は案内する場合。
- (6)法令の規定に基づき、利用又は提供する場合。

第8条(契約者の責任、支援者の責任)

1. 契約者は、本サービスの利用に関連し、第三者に対して損害を与えたものとして第三者から何らかの請求がなされ、又

は訴訟が提起された場合、自らの責任と費用負担において当該請求又は訴訟を処理するものとし、当社が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め当社の全損害を賠償するものとする。

2. 本サービスは、契約者のみが利用できるものとし、契約者は、自己のアカウントを第三者に貸与、共有、譲渡、名義変更その他の方法により第三者に使用させてはならない。
3. 契約者が前項に違反し、当社に損害が発生した場合は、本規約21条(損害賠償)の規定が適用されるものとする。
4. 本サービスを利用するために必要な機器、通信回線その他の利用環境は、契約者が自らの責任と費用負担で用意するものとする。
5. 契約者及び支援者は、ID、パスワードその他自己のアカウントに関する情報を、自己の責任において安全に管理・保管し、第三者による不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとする。
6. 当社は、IDとパスワードの一致を確認した場合、当該ID及びパスワードの保有者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなし、又は当該ID及びパスワードの保有者として登録された支援者が当社のウェブサイト等にアクセスしたものとみなすものとする。そして、契約者及び支援者は、当社又は第三者に対し、ID及びパスワードの不正若しくは不適切な使用に起因する全ての損害について責任を負うものとする。
7. 契約者及び支援者は、本サービスのアカウントの不正利用又は第三者による使用又はそれらのおそれが判明した場合には、ただちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとする。

第9条(契約者の個人情報の取り扱い)

当社は、当社が取得し、又は保有する契約者及び支援者の個人情報を、当社が定める個人情報保護指針(<https://lomgrp.co.jp/privacy/>)に従って管理するものとする。

第10条(サービスの変更、停止及び廃止)

1. 当社は、契約者及び支援者に対し事前に通知することにより、契約者及び支援者の承諾を得ることなく本サービスの内容を変更することができるものとする。
2. 当社は以下のいずれかに該当する場合には、契約者及び支援者に事前に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとする。
 - (1)本サービスに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2)コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合
 - (3)本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
 - (4)天災地変、戦争、戦争のおそれ、封鎖、革命、暴動、伝染病若しくはその他の疫病、物資若しくは施設の破壊若しくは損傷、火災、台風、地震、洪水、その他当社の支配を超える事由
 - (5)法令等又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が困難となった場合
 - (6)その他前各号に準じる事由により当社が必要と判断した場合
3. 前項により当社が行った措置によって生じた損害について、その責任を負わないものとする。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではない。
4. 当社は、本サービスを廃止することができるものとする。この場合、当社は契約者及び支援者に対し、廃止予定日の14日前までにその旨を通知するものとする。

第11条(料金)

本サービスの利用料金は無料とする。

第12条(禁止事項)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとする。また、支援者も本サービスに係るウェブサイト等の操作にあたり、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1)本サービスの転売及び貸与、その他不正の目的をもって利用する行為
- (2)本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、譲渡、貸与又は質入等の担保設定、その他の処分を行う行為
- (3)本サービスに関連して使用される当社又は第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (4)本サービスを通じて入手した情報の改変、翻案、編纂、修正、データベース化、商用利用等の行為
- (5)虚偽の登録情報を提供する行為や第三者に成りすます行為
- (6)他の契約者や支援者のアカウントを利用する行為や他の契約者や支援者のアカウント情報等を収集又は蓄積する行為
- (7)当社のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (8)当社のネットワーク又はシステム等へ不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為
- (9)本サービス又は当社サイトに関連するプログラムを変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリングする行為
- (10)本サービスの運営を妨げる行為及びそのおそれのある行為
- (11)ライフラインサービス等の月額料金の支払い能力の無い者又は当該能力が不十分な者をして4条4項の支援者登録申請をさせる行為
- (12)その他、当社が不適切と判断する行為

第13条(知的財産権等)

1. 本サービスに関する知的財産権は全て当社又は当社に使用を許諾する正当な権利者(以下、本条において「当社等」という。)に帰属しており、本契約の成立又は本サービスの利用の許諾は、契約者に対して本サービスの利用を超える当社等の知的財産権の利用許諾を意味するものではない。
2. 本規約に明示的に規定されている場合を除き、本サービス及び本規約に関連して当社が契約者に提供した文章、画像、映像、音声、プログラム等一切のコンテンツに関する知的財産権その他一切の権利及び権限は、当社等に帰属する。

第14条(契約者起因でのサービス提供の停止及び期限の利益の喪失)

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、契約者に対し事前に通知することなく、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとする。
 - (1)申込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (2)本規約の規定に違反すると当社が判断したとき。
 - (3)仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (4)民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (5)法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (6)第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から契約者に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - (7)死亡したとき。
 - (8)反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
 - (9)民事訴訟及び刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む)となったとき。
 - (10)資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
 - (11)当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - (12)前各号に掲げる事項の他、本サービスの提供を受けることを、当社が不相当と判断したとき。

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当した場合には、当然に期限の利益を失い、当社に対する債務全額を直ちに弁済しなければならないものとする。

第15条(契約者による解約、支援者登録の解除)

1. 契約者は、本契約の解除を希望する場合、当社が指定する方法にて申し出るものとし、当社が承諾した日をもって本契約が終了し、契約者の資格を喪失するものとする。
2. 5条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合において、支援者が本契約との関係での支援者登録の解除を希望する場合、当社が指定する方法にて申し出るものとし、当社が承諾した日をもって支援者登録が解除され、支援者の資格を喪失するものとする。

第16条(強制解約、強制解除)

1. 当社は、契約者が以下のいずれかに該当した場合、契約者の承諾を得ることなく、直ちに本契約を解約することができるものとする。
 - (1)本規約の条項のいずれかに違反したとき。
 - (2)犯罪行為、若しくは犯罪に相当する行為を行ったとき。
 - (3)本規約14条(サービスの提供の停止及び期限の利益の喪失)1項各号のいずれかに該当したとき。
2. 5条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合において、前項の規定は、支援者登録の強制解除について準用する。

第17条(契約者資格喪失後の措置)

1. 契約者が理由の如何を問わず契約者の資格を喪失した後も、第8条(契約者の責任、支援者の責任)、第14条(契約者起因でのサービス提供の停止及び解約、期限の利益の喪失)、本条、第18条(免責)、第19条(権利及び義務の譲渡禁止)、第21条(損害賠償)、第22条(合意管轄裁判所)及び第25条(信義誠実の原則)の規定の効力は存続するものとする。
2. 契約者は、理由の如何を問わず契約者の資格を喪失した場合、当社に対する一切の債務を、契約者の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとする。

第18条(免責)

1. 当社は、天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害について責任を負わないものとする。
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含む)について何ら保証せず、これらの情報等に起因して契約者に生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとする。ただし、当社の故意又は重大な過失に基づく損害等については、この限りではない。
3. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、その賠償の責任を負わないものとする。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではない。

第19条(権利及び義務の譲渡禁止)

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本サービスの提供を受ける権利、及び契約者として負う権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権又はその他担保に供する等の行為をしてはならないものとする。
2. 支援者は、当社の書面による事前の承諾なく、支援者として負う権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権又はその他担保に供する等の行為をしてはならないものとする。

第20条(業務委託)

当社は、当社の業務を第三者に委託することができるものとする。

第21条(損害賠償)

契約者又は支援者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、契約者は、当社が被った損害を賠償するものとする。

第22条(合意管轄裁判所)

契約者又は支援者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、及び、過去(個人の場合は過去5年以内)に反社会的勢力でなかったこと
- (2) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと

2. 契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証する。

- (1) 当社又は第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為
- (2) 当社又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 当社に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

3. 契約者は、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報及び当社の報告に必要な協力を行うものとする。

4. 当社は、契約者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚(報道されたことを含む)したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本規約その他契約者と当社との間で締結したすべての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。なお、本項による解除が行われた場合であっても、契約者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、契約者に対する損害賠償請求は妨げられないものとする。

5. 5条4項に基づく第三者弁済を行うことができる場合において、本条1項及び2項の規定は支援者について準用する。また、準用する本条1項又は2項に違反した場合には、16条(強制解約、強制解除)2項で準用する同条1項1号に基づき、当社は支援者登録の強制解除を行うことができるものとする。

第24条(奨学金完済後の取り扱い)

契約者について奨学金の完済が証明された場合、その後のライフラインサービス等におけるキャッシュバックの有無、値引きその他の還元の有無及びこれらの適用条件については、当社ウェブサイト等で別途明示するものとする。

第25条(信義誠実の原則)

契約者、支援者及び当社は、本規約に規定なき事項及び本規約の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実を旨とし両者協議の上解決するものとする。

以上

付則：

2026年2月1日 制定